

ドイツの少年保護法（2002年7月23日）

The German Act Protecting Children and Minors of July 23, 2002

安光裕子 訳
Hiroko YASUMITSU

連邦議会は、連邦参議院の同意を得て、以下の法律を決議した。

第1章 総則

第1条 概念規定

(1) 本法において

1. 子どもとは、14歳未満の者をいう。
2. 少年とは、14歳以上18歳未満の者をいう。
3. 身上監護権者とは、民法の規定に基づき、単独で若しくは他の者と共同で身上監護を行う者をいう。
4. 教育権者とは、18歳以上の者であって、長期間又は一時的に身上監護権者の同意に基づいて教育の任務を引き受ける者又は子ども若しくは少年に育成若しくは少年援助の範囲において世話をする者に限られる。

(2) 本法においてパッケージメディア〔Trägermedien〕とは、流通〔Weitergabe〕に適した物的パッケージ〔gegenständlicher Träger〕、直接の利用がなされる物的パッケージ又は上映機材〔Vorführgesetz〕若しくは上演機材〔Spielgerät〕に組み込まれる物的パッケージにのる文字、画像又は音声を伴うメディアである。放送州際協定〔Rundfunkstaatsvertrag〕第2条の意味における放送が関係していない限り、パッケージメディアの物的な頒布、賃貸、提供又は利可能なことと電子的な頒布、賃貸、提供又は利用可能なことは同等である。

(3) 本法においてテレメディアとは、テレサービスの利用に関する法律（テレサービス法、TDG）に基づく及び州メディアサービスに関する州際協定に基づく電子的な情報サービス及び伝達サービスによって伝達される又は利用を可能にされるメディアである。自己又は他人の内容〔Inhalt〕をすぐに使えるように準備することは、第1文の意味における伝達すること又は利用可能にさせることとみなされる。

(4) 本法において通信販売とは、納入者と注文者との間の個人的なつながりがなく又は技術的な若しくはその他の安全措置によって発送が子ども又は少年に対して行われなことを確保せずに、郵送又は電子的な発送による商品の注文及び送付の方法で行われるすべての有償の行為をいう。

(5) 本法第2条乃至第14条の規定は、既婚の少年には適用されない。

第2条 審査義務及び証明義務

(1) 本法に基づき教育権者の同伴が問題となる場合に限り、第1条第1項第4号に挙げられた者は、請求によりその資格を説明しなければならない。興行者〔Veranstalter〕及び営業者〔Gewerbetreibende〕は、疑いがある場合にはその資格を調べなければならない。

(2) 本法に基づき年齢制限を守らなければならない者は、請求によりその年齢を適当な方法で証明しなければならない。興行者及び営業者は、疑いがある場合には年齢を調べなければならない。

第3条 指定の公表

(1) 興行者及び営業者は、第4条乃至第13条に基づいてその経営活動〔Betriebseinrichtung〕及び興業〔Veranstaltung〕に適用される指定並びに公開の映画興行にあたって第14条第7項に基づく映画の年齢別レーティング〔Alterseinstufung〕又は提供者による標識〔Anbieterkennzeichnung〕を明瞭に目に見え且つ読みやすい掲示によって公表しなければならない。

(2) 映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムの年齢別レーティングの公表のために、興行者及び営業者は、第14条第2項で挙げられている標識だけを用いてよい。公開の映画興行のためのフィルムを流通させる者は、流通にあたって興行者に第14条第7項に基づく年齢別レーティング又は提供者による標識を指示することが義務づけられる。第14条第6項に基づく手続の枠組みで、第14条第2項に基づいて州最高官庁及び自主規制組織によって標識が付けられる映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムについては、予告又は宣伝にあたっては、少年を害する内容を指示されてはならず、少年を害するやり方で予告又は宣伝をしてはならない。

第2章 公衆の中における少年保護

第4条 飲食店

(1) 飲食店での滞在は、身上監護権者又は教育権者が同伴するとき又は5時から23時までの時間帯で食べ物若しくは飲み物をとるときに限り、子ども及び16歳未満の少年に許される。24時から翌朝5時までの時間帯で身上監護権者又は教育権者の同伴のない飲食店での滞在は、16歳以上の少年には許されない。

(2) 子ども又は少年が少年援助の認められた担い手〔Träger〕による興行に参加するとき又は旅行中であるときは、第1項は適用されない。

(3) ナイトバー又はナイトクラブとして経営されている飲食店での滞在及びそれに相当する娯楽施設での滞在は、子ども及び少年には許されない。

(4) 管轄官庁は、第1項からの適用除外を認可することができる。

第5条 ダンスパーティー

(1) 公開のダンスパーティーへの参加は、身上監護権者又は教育権者の同伴がない場合は、子ども及び16歳未満の少年には許されず、16歳以上の少年には最長24時までには許される。

(2) 第1項の例外として、ダンスパーティーが少年援助の認められた担い手によって実施されるとき又はダンスパーティーが芸術的な活動若しくは習俗の保存に貢献するとき、子どもには22時まで、16歳未満の少年には24時までの参加は許される。

第6条 室内ゲーム場、ギャンブル

(1) 公開の室内ゲーム場又は類似の、主として遊戯経営に使用される室内〔Spielbetrieb dienenden Räumen〕への入場は、子ども又は少年には許されない。

(2) 公衆の中における利得の可能性のあるゲームへの参加は、民族祭礼、射撃祭、年の市、特別の市又は類似の行事の場合に限り及び利得が安価な物品であるという前提に限り、子ども及び少年に許される。

第7条 少年に有害な興行及び営業

子ども又は少年の肉体的、精神的又は心的健全性〔Wohl〕を危険にさらすことが公開の興行又は営業に由来するとき、管轄官庁は、興行者又は営業者が子ども及び少年に参加を許可してはならないことを命令することができる。かかる命令によって危険性が除去され又は本質的に減少するとき、命令

は年齢制限，時間制限又はその他の条件を加えることができる。

第8条 少年に有害な場所

子ども又は少年に肉体的，精神的又は心的健全性に対する直接的な危険がさし迫る場所に子ども又は少年が滞在するとき，管轄官庁又は管轄機関は危険の回避のために必要な措置をとらなければならない。必要なときは，管轄官庁又は管轄機関は，子ども又は少年に次のような措置をとらなければならない。

1. 強制的にその場所から退去させること
2. 社会法典第8編第7条第1項第6号の意味での教育権者に引き渡し又は教育権者に連絡がとれないときは，少年保護所の保護の下におくこと

〔措置をとるのに〕困難な場合には，管轄官庁又は管轄機関は，少年保護所に少年に危険な場所を通知しなければならない。

第9条 アルコール飲料

(1) 飲食店，販売所又はその他公衆の中では，

1. ブランデー，ブランデー含有飲料又はブランデーが相当量含まれている食料品は，子ども及び少年に譲渡されてはならず，その飲食は子ども及び少年には許されない。
2. その他のアルコール飲料は，子ども及び16歳未満の少年に譲渡されてはならず，その飲酒は子ども及び16歳未満の少年には許されない。

(2) 第1項第2号は，少年が身上監護権者に同伴されるときは，適用されない。

(3) 公衆の中で，アルコール飲料は自動販売機で提供されてはならない。ただし，次の場合は，この限りでない。

1. 自動販売機が子ども及び少年の立ち入り不可能な場所に設置されている場合
2. 自動販売機が営業上使用されている室内に設置され，技術的な装置又は常時の監視によって子ども及び少年がアルコール飲料を入手できないことが保障されている場合

飲食店法第20条第1号は影響を受けない。

第10条 公衆の中での喫煙，タバコ

(1) 飲食店，販売所又はその他公衆の中では，タバコは子ども又は16歳未満の少年に譲渡されてはならず，喫煙は子ども又は16歳未満の少年には許されない。

(2) 公衆の中で，タバコは自動販売機で提供されてはならない。ただし，次の場合は，この限りでない。

1. 自動販売機が子ども及び16歳未満の少年の立ち入り不可能な場所に設置されている場合
2. 自動販売機が技術的な装置又は常時の監視によって子ども及び16歳未満の少年がタバコを入手できないことが保障されている場合

第3章 メディア部門での少年保護

第1節 パッケージメディア

第11条 映画興行

(1) 公開の映画興行への参加は，映画が第14条第6項に基づく手続の枠組みで州最高官庁又は自主規制組織によって子ども及び少年に〔上映の禁止を〕解除されたとき又は提供者によって「情報プログラム」若しくは「教育プログラム」の標識を付けられた情報映画，指導映画及び教育映画が扱われているときに限り，子ども及び少年に許される。

(2) 第1項の例外として、子ども及び12歳以上の少年に対して〔上映の禁止を〕解除され且つ〔年齢別レーティングの〕標識の付けられた映画の公開興行への参加は、6歳以上の子どもにも身上監護権者が同伴するときは許される。

(3) 第1項の要件に関わりなく、公開の映画興行への参加が身上監護権者又は教育権者の同伴がある場合に限り許されるのは、次の者である。

1. 6歳未満の子ども
2. 映画上映が20時までに終了する場合、6歳以上の子ども
3. 映画上映が22時までに終了する場合、16歳未満の少年
4. 映画上映が24時までに終了する場合、16歳以上の少年

(4) 第1項乃至第3項は、録画及び再生に依らない公開の映画上映に適用される。第1項乃至第3項は、予告編〔Werbevorspann〕及び同時上映映画〔Beiprogramm〕にも適用される。第1項乃至第3項は、非営業目的で製作されている映画には適用されない。ただし、その映画が営業上使用されていないときに限られる。

(5) タバコ又はアルコール飲料を宣伝するコマーシャルフィルム〔Werbefilm〕又はコマーシャル番組〔Werbeprogramm〕は、第1項乃至第4項の要件に関わりなく、18時過ぎに限って上映が許される。

第12条 映画又はゲームの画像メディア〔Bildträger〕

(1) 録画されたビデオカセット及びその他の流通に適した、映画又はゲームの画像装置〔Bildschirmgerät〕上で再生又はゲームをするためにプログラミングされたデータメディア〔Datenträger〕〔画像メディア〕は、プログラムが第14条第6項に基づく手続の枠組みで州最高官庁又は自主規制組織によって子ども又は少年の年齢層に〔上映の禁止を〕解除され且つ〔年齢別レーティングの〕標識が付けられたとき又は提供者によって「情報プログラム」若しくは「教育プログラム」の〔年齢別レーティングの〕標識を付けられた情報映画、指導映画及び教育映画が扱われているときに限り、子ども又は少年に公衆の中で利用可能にすることが許される。

(2) 第1項に基づく標識付けを、画像メディア及びそのカバー〔Hülle〕に明らかに目に見える標識で指示されなければならない。州最高官庁は、次のことをすることができる。

1. 標識の内容、大きさ、形、色及び取付けに関する詳細を命令すること
2. 画像メディア又はそのカバーへの取付けの例外を認可すること

映画、映画プログラム及びゲームプログラムを頒布するテレメディアの提供者は、提供において現行の標識を明瞭に指示しなければならない。

(3) 第14条第6項に基づく手続の枠組みで、第14条第2項に基づいて州最高官庁又は自主規制組織によって又は第14条第7項に基づいて提供者によって「少年不可」の標識を付けられていない又は標識を付けられている画像メディアは、次のことは許されない。

1. 子ども又は少年に提供し、貸し出し又はその他利用可能にさせること
2. 店舗外での小売、客が足を踏み入れる習慣のない売店又はその他の販売所若しくは通信販売で提供し、貸し出されること

(4) 録画された画像メディアの引き渡しのための自動販売機は、第14条第2項第1号乃至第4号に基づく標識の付けられた画像メディアだけが提供され、画像メディアのプログラムが第14条第2項第1号乃至第4号に基づいて〔上映の禁止を〕解除されない年齢層の子ども及び少年によって使用することのできない技術的な安全措置によって安全であるときに限り、次のような場所に設置することができる。

1. 子ども又は少年が利用可能な公衆の交通路〔Verkehrsfläche〕
2. 営業上又はそれ以外の方法で職業上若しくは業務上使用される室外

3. 監督されない出入口，ロビー又は廊下

(5) 映画プログラム及びゲームプログラムの抜粋を含む画像メディアは，自主規制組織がこの抜粋には少年侵害が含まれないと確認したことを明らかにする提供者の指示を与えられるときに限り，第1項及び第3項の例外として定期刊行物と一緒に頒布することができる。その指示は，定期刊行物にも画像メディアにも販売前に明瞭に目に見える標識を取り付けなければならない。その際，第12条第1項第1文及び第2文が適用される。州最高官庁は，個々の提供者に対して第1項に基づく権限を認めないことができる。

第13条 ゲーム画像装置〔Bildschirmspielgeräte〕

(1) 公衆の中に設置された利得の可能性のない電子的ゲーム画像装置でゲームをすることは，プログラムが第14条第6項に基づく手続の枠組みで州最高官庁又は自主規制組織によって子ども及び少年の年齢層に〔上映の禁止を〕解除され且つ〔年齢別レーティングの〕標識を付けられたとき又は提供者によって「情報プログラム」若しくは「教育プログラム」の標識を付けられた情報プログラム，指導プログラム若しくは教育プログラムが扱われているときに限り，身上監護権者又は教育権者の同伴のない子ども及び少年に許される。

(2) 電子的ゲーム画像装置は，プログラムが6歳以上の子どもに〔上映の禁止を〕解除され且つ〔年齢別レーティングの〕標識を付けられ又は第14条第7項に基づく「情報プログラム」若しくは「教育プログラム」の標識を付けられたときに限り，次のような場所に設置することが許される。

1. 子ども又は少年が利用可能な公衆の交通路
2. 営業上又はそれ以外の方法で職業上若しくは業務上使用される室外
3. 監督されない出入口，ロビー又は廊下

(3) ゲーム画像装置に標識を取り付けることについては，第12条第2項第1文及び第2文が準用される。

第14条 映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムの標識

(1) 子ども及び少年の自己責任が負え，及び他人と連帯する能力のある人格の発達又は教育を危険にさらすのに役立つ映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムは，子ども及び少年の年齢層に〔上映の禁止を〕解除されてはならない。

(2) 州最高官庁又は自主規制組織は，第6項に基づく手続の枠組みで映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムに次の標識を付ける。

1. 年齢制限なし
2. 6歳以上可
3. 12歳以上可
4. 16歳以上可
5. 少年不可

(3) 第6項に基づく手続の枠組みで州最高官庁又は自主規制組織の審査を経たパッケージメディアは，第15条第2項第1号乃至第5号に挙げられた内容をもっているとき，又は第18条に基づきリストに登載されたとき，標識は付けられない。州最高官庁は，第15条第1項に違反することを推測させる事実を管轄の刑事訴追官庁に通知しなければならない。

(4) 画像メディア又はゲーム画像装置のためのプログラムは，第18条に基づきリストに登載されたパッケージメディアと全部又は本質的に内容上同等であるとき，標識は付けられない。リストへの登載の要件があるとき，前文と同様である。疑いのある場合は，州最高官庁又は自主規制組織は，第6項に基づく手続の枠組みで少年に有害なメディアに関する連邦審査所の審決に持ち込む。

(5) 画像メディア及びゲーム画像装置のための映画プログラムの標識付けは、公開の映画興行での上映及び上映することを決められた、内容上同等な映画にも適用される。公開の映画興行のための映画の標識付けは、画像メディア及びゲーム画像装置のための内容上同等な映画プログラムに転用することができる。その際、第4項が準用される。

(6) 州最高官庁は、経済団体に支えられ又は援助される自主規制組織による審査結果に基づいて映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムの公開許可及び標識付けのための共通の手続を取り決めることができる。この取決めの枠組みで決定することができるのは、州最高官庁がその領域から逸脱した決定を行わない限り、自主規制組織による公開許可及び標識付けが全州の州最高官庁の公開許可及び標識付けである。

(7) 情報目的、指導目的又は教育目的の映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムは、明らかに子ども及び少年の発達又は教育を侵害しないときに限り、提供者によって「情報プログラム」又は「教育プログラム」の標識を付けることが許される。その際、第1項乃至第5項は適用されない。州最高官庁は、個々の提供者のための又は特定の映画プログラム及びゲームプログラムのための提供者による標識付けの権利を認めないことができ、提供者によって行われた標識付けを取り消すことができる。

(8) 映画、画像メディア又はゲーム画像装置が、標識付けをされるべき映画プログラム又はゲームプログラムと並んで、子ども又は少年の発達又は教育を侵害することが考慮される文字、画像又は音声の題名、付録〔Zusatz〕又はその他の叙述を含むとき、このことは、標識付けについての決定にあたり顧慮されなければならない。

第15条 少年に有害なパッケージメディア

(1) 第24条第3項第1文に基づき少年に有害なメディアのリストへの登載が公表されたパッケージメディアは、次のことをしてはならない。

1. 子ども又は少年に提供し、貸し出し又はその他利用可能にさせること
2. 子ども又は少年が利用可能な場所又は閲覧可能な場所で、陳列され、掲示され、観覧に供され又はその他利用可能にさせること
3. 店舗外の小売、客が足を踏み入れる習慣のない売店若しくはその他の販売所、通信販売又は営業上の貸本屋若しくは雑誌回読会において、子ども又は少年以外の者に提供され又は貸し出されること
4. 営業上の賃貸又はそれに相当する営業上の使用承諾の方法で、子ども及び少年が利用可能でない店舗並びに閲覧することのできない店舗を除き、子ども及び少年以外の者に提供され又は貸し出されること
5. 通信販売の方法で、輸入されること
6. 子ども又は少年が利用可能な場所若しくは閲覧可能な場所で公然と、又は関連する取引と共に商取引以外のパッケージメディア若しくはテレメディアの頒布によって、提供され、広告され又は宣伝されること
7. 第1号乃至第6号の意味におけるパッケージメディア若しくはパッケージメディアから獲得されるものを使用する目的、又は子ども又は少年以外の者にそのような使用を可能にする目的で、製造され、入手され、供給され、在庫され又は輸入されること

(2) リストへの登載及び公表を必要としないで、第1項の制限に服するのは、次の各号のいずれかにあたる著しく少年に有害なパッケージメディアである。

1. 刑法第86条、第130条、第130条 a、第131条又は第184条に示される内容のいずれかをもつもの
2. 戦争を賛美するもの

3. 主たる正当化される関心が報道の形態で直接提示されることなく、死んでいる人間又は著しく肉体的若しくは心的な苦しみにさらされている人間若しくはさらされた人間を人間の尊厳を侵害する方法で叙述し、実際の出来事を再現するもの
4. 子ども又は少年を、不自然且つ性を強く意識した姿態で叙述するもの
5. 子ども又は少年の、自己責任が負え、他人と連帯する能力のある人格の発達又は教育を著しく危険にさらすのに明らかに役立つもの

(3) リストへの登載および公表を必要としないで、第1項の制限に服するのは、リストへの登載が公表されたパッケージメディアと全部又は本質的に内容が同じであるパッケージメディアである。

(4) 少年に有害なメディアのリストは、業務上の広告の目的で複製し又は公表してはならない。

(5) 業務上の広告にあたっては、パッケージメディア又は内容上同等のテレメディアのリストへの登載手続が係属中又は終了していることを示してはならない。

(6) 供給が行われてもよい場合に限り、営業者は引渡しの前取引において商人に第1項第1号乃至第6号の販売の制限を指示しなければならない。

第2節 テレメディア

第16条 テレメディアに関する特別規制

第18条に基づき少年に有害なメディアのリストに登録されるテレメディアに関する規制は、州法に留保される。

第4章 少年に有害なメディアに関する連邦審査所

第17条 名称及び管轄

(1) 連邦審査所は、連邦によって設置される。連邦審査所は、「少年に有害なメディアに関する連邦審査所」と称する。

(2) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、少年に有害なメディアのリストへの登載及びこのリストからの削除を審決する。

第18条 少年に有害なメディアのリスト

(1) 子ども又は少年の、自己責任が負え、他人と連帯する能力のある人格の発達又は教育を危険にさらすのに役立つパッケージメディア及びテレメディアは、少年に有害なメディアに関する連邦審査所によって少年に有害なメディアのリストに登録される。こうしたメディアには、とりわけ猥褻なメディア、粗暴な影響を及ぼすメディア、暴力行為、犯罪又は人種間の憎悪を促すメディアが含まれる。

(2) リストは、以下の4つの部分で管理されなければならない。

1. すべてのパッケージメディアは、B、C又はDに分類することができない場合に限り、A(パッケージメディアの公開リスト)に登録されなければならない。
2. 少年に有害なメディアに関する連邦審査所の評価によれば、刑法第86条、第130条、第130a、第131条又は第184条第3項若しくは第4項に示される内容をもつパッケージメディアは、Dに分類することができない場合に限り、B(無条件の頒布禁止を伴うパッケージメディアの公開リスト)に登録されなければならない。
3. 第24条第3項第2文に従ってリストへの登載の公表から予測しなければならないという理由だけで、Aに登録されることができないパッケージメディア及びすべてのテレメディアは、Dに分類することができない場合に限り、C(メディアの非公開リスト)に登録されなければならない。
4. 第24条第3項第2文に従ってリストへの登載の公表から予測しなければならないという理由だけで、Bに登録されることができないパッケージメディア及び少年に有害なメディアに関する連邦審

査所の評価によれば、刑法第86条、第130条、第130条 a、第131条又は第184条第3項若しくは第4項に示される内容をもつテレメディアは、D(無条件の頒布禁止を伴うメディアの非公開リスト)に登載されなければならない。

(3) リストに登載してはならないメディアは、次のとおりである。

1. メディアが政治的な、社会的な、宗教上の又は世界観に関する内容であるという理由だけの場合
2. メディアが芸術又は学問、研究若しくは教授に関する場合
3. メディアが表現方法に異議を唱えられるときを除き、公の利益に属する場合

(4) 重要な意義をもたない場合は、メディアのリストへの登載をやめることができる。

(5) 裁判所が確定力のある裁判において、メディアが刑法第86条、第130条、第130条 a、第131条又は第184条に示される内容をもつことを確認したとき、メディアはリストに登載されなければならない。

(6) 少年メディア保護に関する州中央行状監視所 [zentrale Aufsichtsstelle der Länder für den Jugendmedienschutz]がリストへの登載を申立したとき、テレメディアはリストに登載されなければならない。ただし、申立が明らかに根拠がないとき又は申立が少年に有害なメディアに関する連邦審査所の審決実例を顧慮すれば支持されないときは、この限りでない。

(7) 登載の前提がもはや存在しないとき、メディアはリストから削除されなければならない。25年経過後、リストへの登載はその効力を失う。

(8) 第1項は、第14条第2項第1号乃至第5号に基づき〔年齢別レーティングの〕標識の付けられた映画並びに映画プログラム及びゲームプログラムには適用されない。少年メディア保護に関する州中央行状監視所がテレメディアについて第1項に基づく少年に有害なメディアのリストへの登載に関する前提が存在しないという趣旨の決定を事前に下すときを除いて、第1項は適用されてはならない。一般に認められた自主規制組織がテレメディアを事前に審査するときは、第1項は、少年メディア保護に関する州中央行状監視所が第1項に基づく少年に有害なメディアのリストへの登載に関する前提を所与のもののみならず場合に限り適用される。

第19条 人的構成

(1) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、連邦家族・高齢者・女性及び少年省によって任命される長官、各州政府によって任命される陪席審査委員及びその他連邦家族・高齢者・女性及び少年省によって任命される陪席審査委員から構成される。長官及び陪席審査委員については、少なくとも各々代理人が任命されなければならない。各州政府は、第1項に基づく任命権を州最高官庁に委譲することができる。

(2) 連邦家族・高齢者・女性及び少年省によって任命される陪席審査委員は、次のグループからの推薦に基づいて選出されなければならない。

1. 芸術界
2. 文芸界
3. 書店業界及び出版社業界
4. 画像メディア提供者界及びテレメディア提供者界
5. 自主的青少年援助者界
6. 公的青少年援助者界
7. 教員界
8. 教会界、ユダヤの宗教共同体及びその他公法上の団体である宗教団体

書店及び出版社並びに画像提供者及びテレメディア提供者に相当する領域は、記録及び再現の方法に依存しないメディアの利用及び販売にあたって同等の行為を行うものである。

(3) 長官及び陪席審査委員は、3年間継続して決定権をもつ。長官及び陪席審査委員は、少年に有

害なメディアに関する連邦審査所での共同作業の義務を果たさないとき、決定権をもつ職から任期満了前に解任されうる。

(4) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所の構成員は、指図に拘束されない。

(5) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、長官、3人の州選出陪席審査委員及び第2項に規定されたグループ選出陪席審査委員の12人の委員からなる構成で審決する。会議に招集された陪席審査委員又は陪席審査委員代理人が出席しないときは、少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、少なくとも9人の委員からなる構成でも決定することができる。そのうちの2人は、第2項第1号乃至第4号に示されたグループに所属していなければならない。

(6) リストへの登載命令には、審決に参加する少年に有害なメディアに関する連邦審査所の委員の3分の2以上の多数が必要である。第5項第2文の構成において、リストへの登載のためには少なくとも7人の賛成が必要である。

第20条 推薦の権限のある団体

(1) 陪席審査委員及び陪席審査委員代理についての第19条第2項に基づく推薦権は、次の各領域において、次の諸組織によって行使される。

1. 芸術界

ドイツ文化評議会〔Deutscher Kulturrat〕

社団法人全ドイツ芸術養成協会〔Bund Deutscher Kunsterzieher e.V.〕

社団法人芸術家協会〔Künstlergilde e.V.〕

全ドイツグラフィックアートデザイナー協会〔Bund Deutscher Grafik-Designer〕

2. 文芸界

ドイツ作家同盟〔Verband deutscher Schriftsteller〕

ドイツ自由作家同盟〔Freier Deutscher Autorenverband〕

社団法人ドイツ作家同盟〔Deutscher Autorenverband e.V.〕

ペンセンター〔PEN-Zentrum〕

3. 書店業界及び出版社業界

社団法人ドイツ書籍商組合〔Börsenverein des Deutschen Buchhandels e.V.〕

ドイツ駅構内書店同盟〔Verband Deutscher Bahnhofsbuchhändler〕

社団法人ドイツ本卸売商、新聞卸売商及び定期刊行物卸売商〔Bundesverband Deutscher Buch-, Zeitungs- und Zeitschriftengrossisten e.V.〕

社団法人ドイツ新聞社連盟〔Bundesverband Deutscher Zeitungsverleger e.V.〕

社団法人ドイツ雑誌社同盟〔Verband Deutscher Zeitschriftenverleger e.V.〕

社団法人ドイツ書籍商組合発行者委員会〔Börsenverein des Deutschen Buchhandels e.V. -Verlegerausschuss〕

ドイツ書籍商組合雑誌社事業団体（AGZV）〔Arbeitsgemeinschaft der Zeitschriftenverlage（AGZV）im Börsenverein des Deutschen Buchhandels〕

4. 画像メディア提供者界及びテレメディア提供者界

ビデオ連盟〔Bundesverband Video〕

社団法人ドイツ娯楽ソフトウェア同盟〔Verband der Unterhaltungssoftware Deutschland e.V.〕

社団法人映画産業先端機構〔Spitzenorganisation der Filmwirtschaft e.V.〕

社団法人情報経営、テレコミュニケーション及びニューメディア連盟〔Bundesverband Informationswirtschaft, Telekommunikation und neue Medien e.V.〕

社団法人ドイツマルチメディア同盟 [Deutscher Multimedia Verband e.V.]

社団法人電子取引組織 [Electronic Commerce Organisation e.V.]

社団法人ドイツ自動販売機産業同盟 [Verband der Deutschen Automatenindustrie e.V.]

IVD 社団法人ドイツビデオ専門店連合会 [IVD Interessengemeinschaft der Videothekare Deutschlands e.V.]

5. 自主的青少年援助者界

連邦自主的社會福祉事業研究会 [Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege]

全ドイツ連邦少年連合 [Deutscher Bundesjugendring]

ドイツスポーツ少年団 [Deutsche Sportjugend]

社団法人連邦子ども及び少年保護事業団体 (BAJ) [Bundesarbeitsgemeinschaft Kinder- und Jugendschutz (BAJ) e.V.]

6. 公的青少年援助者界

ドイツ州郡会議 [Deutscher Landkreistag]

ドイツ都市会議 [Deutscher Städtetag]

ドイツ都市市町村同盟 [Deutscher Städte- und Gemeindebund]

7. 教員界

ドイツ労働組合総同盟教育科学労働組合 [Gewerkschaft Erziehung u. Wissenschaft im Deutschen Gewerkschaftsbund]

ドイツ教員組合 [Deutscher Lehrerverband]

教養・教育同盟 [Verband Bildung und Erziehung]

ドイツ女性教員カトリック教徒協会 [Verein Katholischer deutscher Lehrerinnen]

8. 第19条第2項第8号に規定された公法上の団体

ドイツ連邦共和国所在のドイツ福音教会評議会理事 [Bevollmächtigter des Rates der EKD am Sitz der Bundesrepublik Deutschland]

ベルリン市ドイツ司教及びカトリック事務局委員会 [Kommissariat der deutschen Bischöfe-Katholisches Büro in Berlin]

ドイツ・ユダヤ人中央評議会 [Zentralrat der Juden in Deutschland]

推薦権を行使する組織ごとに、陪席審査委員及び陪席審査委員代理が任命されなければならない。

第1文に規定された諸組織の1つが複数の推薦を提出しているとき、連邦家族・高齢者・女性・少年大臣は1人の陪席審査委員を選出する。

(2) 第19条第2項に規定されているグループにおいて、陪席審査委員及び陪席審査委員代理は、名称が具体的に示されていない組織によっても推薦されうる。連邦家族・高齢者・女性・少年大臣は、毎年1月の連邦公報で、6週間以内にかかる推薦の提出を要求する。連邦家族・高齢者・女性・少年大臣は、期限内に提出された推薦からグループごとに追加の陪席審査委員及び陪席審査委員代理を任命しなければならない。組織独自の影響力をもたない、又は永続的活動が期待されていない組織の推薦は、顧慮されてはならない。多数の関係の推薦の中から、多数の関係者の推薦が1つの推薦に一致しない場合に限り、くじで決める。その際、第1項第3文が準用される。少年に有害なメディアに関する連邦審査所の負担を顧慮して必要と考えられる範囲内で、及びグループ内で名称が具体的に示されている組織の推薦が数の上で足りない範囲内で、連邦家族・高齢者・女性・少年大臣は、更に複数の陪席審査委員及び陪席審査委員代理を任命することができる。その際、第5文が準用される。

第21条 手続

(1) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、通常、申立に基づき活動する。

(2) 申立権限があるのは、連邦家族・高齢者・女性・少年大臣、州最高少年官庁、少年メディア保護に関する州中央行状監視所、少年保護所であり、リストからの削除の申立については、第7項に規定された者にも権限がある。

(3) リストへの登載又はリストからの削除が明らかに考慮に値しないときは、長官は手続を中止することができる。

(4) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、第2項に規定されていない官庁又は一般に認められた自主的青少年援助者が連邦審査所の活動を提案し、少年に有害なメディアに関する連邦審査所の長官が少年保護の目的で手続の実施を申し出たとき、職権で活動する。

(5) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、次のようなときに長官の指示に基づき職権で活動する。

1. すでにリストに登載されたメディアと全部又は本質的に内容上同等であるかどうか疑わしいとき
2. 第18条第7項第1文に基づくメディアのリストへの登載の前提がもはやないことが確認されるとき
3. 第18条第7項第2文に基づくリストへの登載が無効となり、〔しかし〕依然としてリストへの登載の前提があるとき

(6) テレメディアのリストへの登載に関する審決の前に、少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、少年メディア保護に関する州中央行状監視所に、テレメディアに対する態度を遅滞なく決める機会を与えなければならない。少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、審決にあたってその態度決定を決定的なものとして考慮しなければならない。少年メディア保護に関する州中央行状監視所の態度決定が、少年に有害なメディアに関する連邦審査所に催告後5仕事日以内に提出されない限りにおいて、連邦審査所は、この態度決定なしに審決することができる。

(7) 著作者、利用権の保有者及びテレメディアの場合は、提供者に態度決定の機会が与えられなければならない。

(8) 審決は、次のものに送達されなければならない。

1. パッケージメディアの場合は、著作者及び利用権の保有者
2. テレメディアの場合は、著作者及び提供者
3. 申立をした官庁
4. 連邦家族・高齢者・女性・少年大臣、州最高少年官庁及び少年メディア保護に関する中央行状監視所

連邦審査所は、審決から生じる頒布制限及び広告制限を詳細に示さなければならない。〔審決の〕理由は、添付されるか、又は1週間以内に送達によって送付されなければならない。

(9) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、少年メディア保護に関する州中央行状監視所とともに活動し、且つ定期的な情報交換を行わなければならない。

第22条 定期的なパッケージメディア及びテレメディアの登載

(1) 定期的に発行されるパッケージメディアは、12箇月間に2号〔Folgen〕を超えてリストに登載されたときは、3箇月から12箇月の間まで少年に有害なメディアのリストに登載されうる。前文は、日刊新聞及び政治的な雑誌には適用されない。

(2) テレメディアは、12箇月間に2回の提供を超えてリストに登載されたときは、3箇月から12箇月の間まで少年に有害なメディアのリストに登載されうる。その際、第1項第2文が準用される。

第23条 簡易手続

(1) 少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、メディアが子ども又は少年の、自己責任が負え、

他人と連帯する能力のある人格の発達又は教育を危険にさらすのに明らかに役立つとき、長官及びその他2人の構成による簡易手続では、全員一致で審決しなければならない。〔そのうちの〕1人は、第19条第2項第1号乃至第4号に規定されたグループに所属する者でなければならない。全員一致の審決が成立しないときは、少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、全員による構成で審決する(第19条第5項)。

(2) 第22条に基づくリストへの登載は、簡易手続ではできない。

(3) 審決に対して不利益を受ける者(第21条第7項)は、〔審決の〕送達後1箇月以内に全員による構成の少年に有害なメディアに関する連邦審査所による審決を申し立てることができる。

(4) メディアのリストへの登載から10年経過後、少年に有害なメディアに関する連邦審査所は、第21条第5項第2号の前提として簡易手続でリストからの削除を決定することができる。

(5) パッケージメディア又はテレメディアが短期間に広範囲に販売され、頒布され又は利用可能にされる危険が存在し、リストへの最終登載が明らかに予測されるとき、リストへの登載は簡易手続で仮に命じられる。その際、第2項が準用される。

(6) 仮の命令は、少年に有害なメディアに関する連邦審査所の終局的審決で、遅くとも1箇月経過後、リストから削除されなければならない。第1文の期間は、満了前に最大限1箇月延長することができる。その際、第1項が準用される。仮の命令が連邦公報に公表されなければならない場合に限っては、これは、期間の延長とも見なされる。

第24条 少年に有害なメディアリストの管理

(1) 少年に有害なメディアのリストは、少年に有害なメディアに関する連邦審査所の長官によって管理される。

(2) リストへの登載又はリストからの削除に関する審決は、遅滞なく実施されなければならない。リストは、少年に有害なメディアに関する連邦審査所の審決が取り消され又は失効するとき、遅滞なく訂正されなければならない。

(3) パッケージメディアがリストに登載されるとき又は削除されるときは、その根拠となる審決を指示して、連邦公報で公表されなければならない。パッケージメディアがテレメディアによってだけ頒布されるとき又は公表が少年保護の確保を害するであろうことが想定されるとき、公表を見合わせなければならない。

(4) メディアが少年に有害なメディアのリストのB又はDに登載されたとき、連邦審査所の長官は、これを管轄の刑事訴追官庁に通知しなければならない。判決の内容が刑法の考慮される構成要件を満たさないことが確定判決によって決定されるとき、メディアはリストのA又はCに登載されなければならない。メディアがリストから削除されなければならないことが考慮されるとき、連邦審査所の長官は少年に有害なメディアの再審決に持ち込む。

(5) テレメディアが少年に有害なメディアのリストに登載され、その行為が外国で行われたとき、連邦審査所の長官は、有益な自主的フィルタプログラムへの登載目的でこのことをテレメディアの領域で認められた自主規制組織に通知する。この通知は、有益な自主的フィルタプログラムへの登載目的だけに用いられてよい。

第25条 裁判上の方法

(1) メディアを少年に有害なメディアのリストに登載すること又はリストからの削除についての申立を拒否するという少年に有害なメディアに関する連邦審査所の審決に対する訴えとしては、裁判の方法がある。

(2) メディアを少年に有害なメディアのリストに登載しないという少年に有害なメディアに関する

連邦審査所の審決に対して、及び手続の中止に対して申立をした官庁は行政裁判の方法で訴えを提起することができる。

(3) 訴えは、連邦に対して提起されなければならない、連邦は少年に有害なメディアに関する連邦審査所によって代理される。

(4) 訴えは、停止的効力を有しない。訴えの提起の前に、事前手続の再審査は必要ではない。ただし、第23条に基づく簡易手続での審決の場合は、第19条第5項に基づく少年に有害なメディアに関する連邦審査所の構成での審決にまず第一に持ち込まなければならない。

第5章 命令への授權

第26条 命令への授權

連邦政府は、連邦参議院の同意を得た法規命令によって、少年に有害なメディアに関する連邦審査所の場所及び手続の詳細並びに少年に有害なメディアの管理に関する詳細を規整する権限が付与される。

第6章 違反の処罰

第27条 刑罰規定

(1) 次の各号の者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

1. 第15条第1項第1号乃至第6号のいずれかに反して、第2項と結びつく場合を含み、パッケージメディアを提供し、貸し出し、利用可能にし、陳列し、掲示し、観覧に供し、輸入し、広告し又は宣伝する者
2. 第15条第1項第7号に反して、第2項と結びつく場合を含み、パッケージメディアを製造し、入手し、供給し、在庫し又は輸入する者
3. 第15条第4項に反して、少年に有害なメディアのリストを複製し又は公表する者
4. 第15条第5項に反して、業務上の広告にあたって第15条第5項に規定されている指示を与える者
5. 第21条第8項第1文第1号に基づく執行可能な審決に違反する者

(2) 興行者又は営業者として次の各号を行う者は、第1項と同じ刑に処する。

1. 第28条第1項第4号乃至第19号のいずれかに示された行為を故意に行い、その行為によって少なくとも軽率に子ども又は少年に肉体的、精神的又は道徳的な発達において著しく危険にさらす者
2. 利得追求のために第28条第1項第4号乃至第19条のいずれかに示された行為を故意に行う者又は執拗に繰り返す者

(3) 次の場合の行為が過失で行われるとき、刑は6箇月以下の自由刑又は日割180ドイツマルク以下の罰金刑である。

1. 第1項第1号の場合
2. 第1項第3号、第4号又は第5号の場合

(4) 身上監護権者が子ども又は少年にメディアを提供し、貸し出し又は利用可能にするときは、第1項第1号及び第2号並びに第3項第1号は適用されない。ただし、身上監護権者が提供し、貸し出し又は利用可能にさせることによって、その教育義務に著しく違反するときは、この限りでない。

第28条 過料規定

(1) 興行者又は営業者として、故意に又は過失によって次の各号を行う者は、秩序違反を犯す。

1. 第3条第1項に反して、営業活動又は興行に適用する規定を公表しないこと、正確に公表しないこと又は所定の方法で公表しないこと
2. 第3条第2項第1文に反して、標識を用いること

3. 第3条第2項第2文に反して、指示を与えないこと、正確に与えないこと又は適時に与えないこと
 4. 第3条第2項第3文に反して、指示を与えること、映画、映画プログラム若しくはゲームプログラムを公表すること又は映画、映画プログラム若しくはゲームプログラムを宣伝すること
 5. 第4条第1項又は第3項に反して、子ども又は少年に飲食店での滞在を許す者
 6. 第5条第1項に反して、子ども又は少年に公開のダンスパーティーへの参加を許す者
 7. 第6条第1項に反して、子ども又は少年に公開の室内ゲーム場又は第6条第1項に規定された室内への入場を許すこと
 8. 第6条第2項に反して、子ども又は少年に利得の可能性のあるゲームへの参加を許すこと
 9. 第7条第1文に基づく執行可能な命令に違反すること
 10. 第9条第1項に反して、子ども若しくは少年に対してアルコール飲料を譲渡し又は子ども若しくは少年に〔ブランドー、ブランドー含有飲料若しくはブランドーが相当量含まれている食料品の〕飲食を許すこと
 11. 第9条第3項第1文に反して、自動販売機でアルコール飲料を提供すること
 12. 第10条第1項に反して、タバコを譲渡し又は子ども若しくは16歳未満の少年に喫煙を許す者
 13. 第10条第2項第1文に反して、自動販売機でタバコを提供する者
 14. 第11条第1項又は第3項に反して、第4項第2文と結びつく場合でも、子ども又は少年に公開の映画興行、予告編又は同時上映映画への参加を許すこと
 - 14a. 第11条第5項に反して、コマーシャルフィルム又はコマーシャル番組を上映すること
 15. 第12条第1項に反して、子ども又は少年に画像メディアを利用可能にすること
 16. 第12条第3項第2号に反して、画像メディアを提供し又は貸し出すこと
 17. 第12条第4項又は第13条第2項に反して、自動販売機又はゲーム画像装置を設置すること
 18. 第12条第5項第1文に反して、画像メディアを販売すること
 19. 第13条第1項に反して、子ども又は少年にゲーム画像装置でゲームをすることを許す者
 20. 第15条第6項に反して、指示を与えないこと、正確に与えないこと又は適時に与えないこと
- (2) 提供者として故意に又は過失によって次の号を行う者は、秩序違反を犯す。
1. 第12条第2項第1文第1号に反して、第5項第3号又は第13条第3項と結びつく場合を含み、指示を与えないこと、正確に与えないこと又は所定の方法で与えないこと
 2. 第5条第3項若しくは第13条第3項と結びつく場合を含み、第12条第2項第2文に基づく執行可能な命令又は第14条第7項第3文に基づく執行可能な命令に違反すること
 3. 第12条第5項第2文に反して、指示を加えないこと、正確に加えないこと、所定の方法で加えないこと又は適時に加えないこと
 4. 第14条第7項第1文に反して、映画又は映画プログラム若しくはゲームプログラムに「情報番組」又は「教育番組」との標識をつけること
- (3) 故意に又は過失によって次の各号を行う者は、秩序違反を犯す。
1. 第12条第2項第3文に反して、指示を与えないこと、正確に与えないこと又は所定の方法で与えないこと
 2. 第24条第5項第2文に反して、通知を用いること
- (4) 第1項第5号乃至第8号、第10号、第12号、第14号乃至第16号若しくは第19号、第27条第1項第1号若しくは第2号に示された禁止、若しくは第12条第3項第1号に含まれる禁止によって又は第7条第1項に基づく執行可能な命令によって阻止されるべき子ども又は少年の行為を引き起こす18歳以上の者又は助長する18歳以上の者は、秩序違反を犯す。ただし、第12条第3項第1号の禁止に関しては、身上監護権者及び身上監護権者の同意に基づき行動する者には適用されない。
- (5) 秩序違反行為は、50,000ユーロ以下の過料に処することができる。

第7章 最終規定

第29条 経過規定

「第14条第2項第1号乃至第4号」の指図が「第14条第2項第1号乃至第5号」の指図のかわりになるという条件で、第18条第8項第1文は、従来の法に基づき「18歳未満の少年不可」の標識が付けられた画像メディアのための映画プログラムに適用される。

第30条 施行、失効

(1) 本法は、人間の尊厳の保護及び放送並びにテレメディアからの少年保護に関する州際協定が施行する日に施行する。同時に、2001年12月15日の法律 (BGBl. I S.3762) 第8条 a によって最終変更された、1985年2月25日の公衆の中における少年の保護に関する法律 (BGBl. I S.425)、及び2001年12月15日の法律 (BGBl. I S.3762) 第8条 b によって最終変更された、1985年7月12日の公布条文の文言における少年に有害な文書及びメディア・コンテンツの頒布に関する法律 (BGBl. I S.1502) は、失効する。連邦家族・高齢者・女性及び少年省は、本法の施行日を連邦官報で告示する。

(2) 第1項第1文の例外として、第10条第2項及び第28条第1項第13号は、2007年1月1日に施行される。

前記の法律は、ここに認証される。前記の法律は、連邦官報で公表されなければならない。

2002年7月23日 ベルリン

連邦大統領 ヨハネス ラウ

連邦総理大臣 ゲアハルト シュレーダー

連邦家族・高齢者・女性及び少年大臣 クリステイーネ ベルクマン

〔訳者あとがき〕

以上は、2002年7月23日の少年保護法 (Jugendschutzgesetz vom 23. Juli 2002 (BGBl. I S.2730)) の全訳である。本法は、第30条にあるように、1985年2月25日の公衆の中における少年の保護の新規整理のための法律 (Gesetz zur Neuregelung des Jugendschutzes in der Öffentlichkeit vom 25. Februar 1985) (BGBl. I S.3762) 及び1985年7月12日の公布条文の文言における少年に有害な文書及びメディア・コンテンツの頒布に関する法律 (Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte) (BGBl. I S.1502) とが統合再編されて成立したものである。なお、少年に有害な文書及びメディア・コンテンツの頒布に関する法律の翻訳は、「ドイツにおける少年有害文書規制法について」『山口県立大学国際文化学部紀要』第9号 (2003年) 49-57頁で試みた。

この少年保護法の制定経緯は、戸田典子「インターネット時代の青少年保護法」『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』第216号 (2003年) 152-160頁を参照されたい。

なお、第20条第1項の組織名については、東京ドイツ文化センター図書館町田佳世氏のご教示を参考にして訳した。同氏に謝意を表す。なお、訳の責任はすべて私にあることを付言する。

〔参考文献〕

1. 戸田典子「インターネット時代の青少年保護法」『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』第216号 (2003年) 152-160頁。
2. 調査局ドイツ法研究会「公共の場所における青少年保護を新たに規律するための法律」『外国の立法』第142号 (1986年) 55-64頁。

(図書館情報学)